

## 入 札 公 告

ブルービーチ那智放送設備の入札について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び那智勝浦町財務規則第 122 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

那智勝浦町長 堀 順一郎

### 1 入札に付する事項

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (1) 入札件名   | ブルービーチ那智放送設備      |
| (2) 納入場所   | ブルービーチ那智          |
| (3) 仕様・内容  | 別添仕様書のとおり         |
| (4) 納入期限   | 令和 7 年 8 月 5 日（火） |
| (5) 入札方式   | 条件付き一般競争入札        |
| (6) 予定価格   | 事後公表              |
| (7) 最低制限価格 | 設定しない             |
| (8) 議会の議決  | 無                 |
| (9) 契約書の作成 | 要                 |

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本入札に係る入札提出期限日までに那智勝浦町物品納入登録名簿に「備品 電器具 諸機械類」で登録されている者であること。
- (3) この公告の日から入札までの期間に、那智勝浦町において入札参加資格停止処分を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 那智勝浦町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 30 日条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しない者であること。
- (7) 事業所が、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町にあること。

### 3 入札参加手続等

#### (1) 仕様等に対する質問及び回答

1. 受付期間 令和7年7月10日(木)から令和7年7月14日(月)
2. 受付方法 質問書(様式任意)により、持参・FAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。

受付場所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1  
那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係  
電話 0735-52-2131 FAX 0735-52-3011  
電子メール kanko03@town.nachikatsuura.lg.jp

3. 回答方法 令和7年7月15日(火)までに那智勝浦町ホームページに掲載する。

### 4 入札保証金に関する事項

那智勝浦町財務規則第126条第1項第2号により、本入札における物品納入登録業者登録申請時に示された取引実績(国または他の地方公共団体との類似の取引)の確認をもって入札保証金の全額を免除する。

なお、上記取引実績のない者にあつては、入札執行日までに入札予定金額の100分の5以上の入札保証金の納入が必要となるので、本町の指示に従い納入すること。

### 5 入札等

#### (1) 入札書等の提出方法

##### 1. 提出書類

下記の書類を作成すること。なお、一度提出された入札書等の書換え、引換えまたは撤回は認めない。

##### ア 入札書

- ・入札書は指定のものとし、那智勝浦町ホームページから入手した上で、必要事項を記載・押印すること。
- ・入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を除いた金額を記入すること。
- ・入札書に記載する日付は入札書の作成日とする。
- ・本入札は郵便等による入札のため、入札書の代理人の欄は記載不要である。

##### イ 内訳書

- ・様式は任意とするが、品名・規格を記載し、内訳書の消費税等を除いた合計金額と入札書の金額を一致させること。
- ・消費税等の課税対象外となる費用については、その旨明示すること。
- ・実費請求となる費用については、その旨明示すること。

## 2. 提出方法

入札書等の提出は以下のいずれかの方法によるものとする。

### ア 郵送による提出

郵送による提出の場合は、一般書留または簡易書留による方法とし、入札用の封筒は表封筒と中封筒の任意の二重封筒とし、表封筒の表面に「入札書在中」と記載し、中封筒に事業名を記載し、入札書等を封入封かんした上で郵送すること。

### イ 持参による提出

持参による提出の場合は、到達期限までの開庁時間（平日 8:30～17:15）内に提出すること。なお、持参による提出の場合は、郵送による提出にある表封筒を省略することができる。また、持参による提出の場合は、受理票を交付する。

3. 提出先 那智勝浦町役場 観光企画課 観光商工係  
電話 0735-52-2131 FAX 0735-52-3011  
電子メール kanko03@town.nachikatsuura.lg.jp

## 4. 入札書等の到達期限

令和7年7月17日（木）12時00分とし、郵送による提出において到達期限内の消印であっても到達期限までに到達していない場合は無効とする。

### (2) 入札執行（開札）日時及び場所

日時 令和7年7月17日（木）13時00分  
場所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1  
那智勝浦町役場 3階 会議室

### (3) 開札立会人

入札執行担当以外の町職員2名を立会人とする。なお、入札参加者（代理人の場合は委任状（様式は任意）を持参のこと）で立会を希望する場合は執行日時に参集すること。

### (4) 入札の回数

入札の回数は1回とし、開札の結果、落札に至らない場合は入札を打ち切る。

## 6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 指定された入札方法によらない入札
- (3) 到達期限までに到達しない入札書による入札
- (4) 入札者の記名押印を欠いた入札書による入札
- (5) 入札金額または入札者の氏名その他主要部分が認識しがたい入札
- (6) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (7) 金額を訂正した入札書による入札
- (8) 同一の入札について、入札者が2以上の入札した場合のそのいずれもの入札
- (9) 明らかに連合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した入札

## 7 落札者の決定および入札結果の通知

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税等の課税対象となる金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (2) 落札とすべき価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじについては入札執行担当以外の町職員が当該入札者の代わりに行う。

- (3) 落札者を決定したときは、当該落札者に対し電話及び文書にて通知する。  
落札者以外の入札参加者に対しては入札結果を郵送する。

## 8 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約書の案（町議会の議決を付すべきものについては仮契約書の案）に記名し、落札通知を受けた日から5日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約書の案または仮契約書の案を提出しなかった場合は、その落札は効力を失う。

## 9 契約保証金に関する事項

本入札における物品納入登録業者 登録申請時に示された取引実績（国または他の地方公共団体との類似の取引）の確認をもって契約保証金の全額を免除する。

なお、上記取引実績のない者にあつては、契約時に契約金額の100分の10以上の契約保証金の納入が必要となるので、本町の指示に従い納入すること。

## 10 本入札に係る照会先

〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

那智勝浦町役場観光企画課 観光商工係

電話 0735-52-2131 FAX0735-52-3011

電子メール kanko03@town.nachikatsuura.lg.jp